

京都市交通局管理規程第33号

京都市交通局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局公印規程の一部を改正する規程

京都市交通局公印規程の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「文書管理システムにおいて電子決裁（京都市交通局公文書取扱規程第2条第7号に規定する電子決裁をいう。）又は併用決裁（同規程同条第8号に規定する併用決裁をいう。）」を「文書管理システムを利用して意思決定」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 公印使用者は、押印を必要とする文書（以下「押印文書」という。）に係る添付文書の種別に応じ、次に掲げるものを公印保管者又は公印保管補助者（以下「公印保管者等」という。）に提示しなければならない。

ア 電磁的記録 押印文書

イ 紙の文書 押印文書及び当該添付文書の付いた添付文書回議票

（京都市交通局公文書取扱規程第6号様式をいう。）又は紙決裁（同規程第2条第9号に規定する紙決裁をいう。）の決定書

第7条第3号中「公印保管者又は公印保管補助者」を「公印保管者等」に、「押印を必要とする文書」を「押印文書」に、「公印申請が行われたものについては」を「公印申請が行われた決定書にあっては」に改め、「及び公印使用者に公印使用簿に必要な事項を記入させ」を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)